

■低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査手数料

(1) 適合証(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付する低炭素建築物の基準に適合することを証する書面)の提出があった場合
(登録住宅性能評価機関等の審査料等が別途発生します。)

① 一戸建ての住宅 4,500円

② 共同住宅等の住戸(表1)

(表1)

戸数	金額(円)
1戸のもの	4,500
2戸以上5戸以下のもの	9,100
6戸以上10戸以下のもの	15,700
11戸以上25戸以下のもの	26,100
26戸以上50戸以下のもの	43,800
51戸以上100戸以下のもの	78,500
101戸以上200戸以下のもの	124,000
201戸以上300戸以下のもの	157,000
301戸以上のもの	167,000

備考:この表の戸数は、住戸に係る申請の場合にあっては当該申請に係る戸数とし、建築物全体に係る申請の場合にあっては当該申請に係る建築物の全ての戸数とする

③ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体

ア 共用部分がある場合(表1+表2)

(例)住戸数が9戸で共用部分の床面積が500㎡の場合
15,700 + 26,100 = 41,800円

(表2)

床面積の合計	金額(円)
300㎡以内のもの	9,100
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,100
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	78,500
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	124,000
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	157,000
25,000㎡を超えるもの	196,000

備考:この表の床面積の合計は、当該申請に係る建築物のうち共用部分の床面積について算定する

イ 共用部分がない場合(表1)

④ 複合建築物の建築物全体

ア 共用部分がある場合(表1+表2+表3)

(例)住戸数が9戸、共用部分の床面積が500㎡及び非居住部分の床面積が3,000㎡の場合
15,700 + 26,100 + 78,500 = 120,300円

(表3)

床面積の合計	金額(円)
300㎡以内のもの	9,100
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,100
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	78,500
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	124,000
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	157,000
25,000㎡を超えるもの	196,000

備考:この表の床面積の合計は、当該申請に係る建築物のうち非居住部分の床面積について算定する

イ 共用部分がない場合(表1+表3)

⑤ 非住宅建築物(表3)

(2) 適合証の提出がなかった場合

① 一戸建ての住宅 33,300円

② 共同住宅等の住戸(表4) (表4)

戸数	金額(円)
1戸のもの	33,300
2戸以上5戸以下のもの	67,400
6戸以上10戸以下のもの	94,900
11戸以上25戸以下のもの	133,000
26戸以上50戸以下のもの	191,000
51戸以上100戸以下のもの	275,000
101戸以上200戸以下のもの	372,000
201戸以上300戸以下のもの	488,000
301戸以上のもの	573,000

③ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体

ア 共用部分がある場合(表4+表5)

(例)住戸数が9戸で共用部分の床面積が500㎡の場合

$$94,900 + 176,000 = 270,900\text{円}$$

(表5)

床面積の合計	金額(円)
300㎡以内のもの	106,000
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	176,000
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	274,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	352,000
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	421,000
25,000㎡を超えるもの	490,000

イ 共用部分がない場合(表4)

④ 複合建築物の建築物全体

ア 共用部分がある場合(表4+表5+表6)

(例)住戸数が9戸、共用部分の床面積が500㎡及び非居住部分の床面積が3,000㎡の場合

$$94,900 + 176,000 + 534,000 = 804,900\text{円}$$

(表6)

床面積の合計	金額(円)
300㎡以内のもの	235,000
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	375,000
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	534,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	656,000
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	773,000
25,000㎡を超えるもの	882,000

イ 共用部分がない場合(表4+表6)

⑤ 非住宅建築物(表6)

2 低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査

(1) 適合証(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付する低炭素建築物の基準に適合することを証する書面)の提出があった場合

1 (1)①～⑤に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の二分の一に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 適合証の提出がなかった場合

1 (2)①～⑤に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の二分の一に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)